

## 新旧対照表（具体的施策） 第3回男女共同参画懇話会からの変更箇所

下線部分は変更部分

第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)				現在		
ページ番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
10	3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実	性別にとらわれない職業観の形成と就業意識を育むための社会体験、職場体験活動を推進し、個性と能力に応じた進路を主体的に選択できるよう実体験を通じた学習を進め、指導の充実を図ります。 ●職場体験学習の充実 ●進路指導の充実	学校教育課	3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実	<u>小中学校において</u> 、性別にとらわれない職業観の形成と就業意識を育むための社会体験、職場体験活動を推進し、個性と能力に応じた進路を主体的に選択できるよう実体験を通じた学習を進め、指導の充実を図ります。 ●職場体験学習の充実 ●進路指導の充実	学校教育課
12	8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するための講演会等を開催し、意識啓発を行います。 ● <u>男女共同参画フォーラム</u> の開催 ● <u>セミナー・シンポジウム</u> の開催	市民協働推進課	8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するための講演会等を開催し、意識啓発を行います。 ● <u>“男女共同参画フォーラム”</u> の開催 ● <u>各種セミナー</u> の開催	市民協働推進課
12	9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画に関する <u>資料</u> の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供	市民協働推進課 生涯学習課	9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画に関する <u>図書資料等</u> の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供	市民協働推進課 生涯学習課

第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)				現在		
ページ 番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
12	11 市民の主体的活動の支援	男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民活動団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催等を支援します。 ●市民活動グループの支援	市民協働推進課	11 市民の主体的活動の支援	男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民活動団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催等を支援します。 ●市民活動団体の支援	市民協働推進課
14	13 人材育成事業の充実	男女共同参画や市の仕組み等を理解し、市政に参画しようとする人々、特に女性のための学習機会を提供します。 ●総合計画策定・実施に関する市民参加型ワークショップの開催 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催	総合政策課 市民協働推進課	13 人材育成事業の充実	男女共同参画や市の仕組み等を理解し、市政に参画しようとする人々、特に女性のための学習機会を提供します。 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催	市民協働推進課
19	17 子育てに困難を抱える家庭の自立支援の充実	子育てに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。 ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援 ●家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援	こども育成課 学校教育課	17 子育てに困難を抱える家庭の自立支援の充実	子育てに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。 ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援 ●家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援	こども育成課 学校教育課 建設課

	第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)			現在		
ページ 番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
19	19 高齢者の自立と社会参加の支援	働くことへの意欲や趣味、社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。 ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催	社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課	19 高齢者の自立と社会参加の支援	働くことへの意欲や趣味、社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。 ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ● <b>介護予防の担い手の育成</b> ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催	社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課
21	22 性と生殖に関する健康と権利の啓発	<b>女性が</b> 自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発	健康増進課 市民協働推進課	22 性と生殖に関する健康と権利の啓発	<b>男女がともに</b> 自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発	健康増進課 市民協働推進課
26	27 多様な保育サービスの提供	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。 ●特別保育事業の充実 ● <b>放課後児童クラブ(なかよし会)の施設の充実、利便性の向上</b>	こども育成課 生涯学習課	27 多様な保育サービスの提供	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。 ●特別保育事業の充実 ● <b>放課後児童クラブ事業の充実</b>	こども育成課 生涯学習課

第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)				現在		
ページ 番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
26	29 男性の育児 への参加促進	<p>男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもクラブ活動等への参加促進</li> <li>●父親向けの育児講座の開催</li> <li>●育児教室等の開催</li> <li>●授業参観等への参加促進</li> <li>●<b>教職員の家事参加の促進</b></li> <li>●PTA(父親委員会)活動への参加促進</li> </ul>	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課	29 男性の育児 への参加促進	<p>男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもクラブ活動等への参加促進</li> <li>●父親向けの育児講座の開催</li> <li>●育児教室等の開催</li> <li>●授業参観等への参加促進</li> <li>●<b>教職員への育児休業の取得の周知</b></li> <li>●PTA(父親委員会)活動への参加促進</li> </ul>	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
26	30 男性の家事 能力の向上 と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するために、<b>各種教室</b>を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>男性の料理教室の開催</b></li> <li>●<b>各種啓発資料の配布による啓発</b></li> </ul>	市民協働推進課	30 男性の家事 能力の向上 と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するための<b>講座</b>を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>男性の家事参加を促す講座の開催</b></li> </ul>	市民協働推進課

第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)				現在		
ページ 番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
26				31 仕事と家庭 の両立支援 の充実	事業所等に対して、一般事業主行動計画※3の周知を行い、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境づくりを促進します。 ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進	市民協働推進課 商工振興課
					市において、特定事業主行動計画※4に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●職員の育児短時間勤務制度の活用 ●職員の男女共同参画推進デーの推進	総務課 市民協働推進課
28				34 女性の活躍 に向けた意 識の醸成	市民や事業所等に対して、女性の活躍推進に向けた意識の醸成を図ります。 ●関係機関と協力した事業所等への啓発 ●関係機関との意見交換	市民協働推進課
28				35 女性職員の 登用推進	事業所等に対して、一般事業主行動計画※6の周知を行い、女性職員の管理職への登用等、男女の区別なく個人の能力に応じた評価と待遇を受けることができる職場環境づくりを促進します。 ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進	市民協働推進課 商工振興課
					市において、特定事業主行動計画※7に基づき、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。 ●女性職員の管理職への登用	総務課

第3回男女共同参画懇話会時(11/8開催)				現在		
ページ番号	具体的施策	施策の内容	担当課	具体的施策	施策の内容	担当課
31	33 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。 ● <u>DVやセクハラ等の防止に関する法令等の周知</u> ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ●女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 ●図書館におけるDV防止に関する <u>資料</u> の充実	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課	36 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。 ● <u>DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発</u> ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ●女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 ●図書館におけるDV防止に関する <u>図書資料等</u> の充実	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課
33	36 二次被害を起こさないための支援体制の確立	<u>相談を受ける職員の対応による被害を起こさないために、支援のあり方を話し合い、徹底します。</u> ●DV被害者支援マニュアルに基づく支援 ●関係課会議の開催	市民協働推進課 関係各課	39 二次被害を起こさないための支援体制の確立	<u>相談を受ける職員の対応による二次被害を起こさないために体制を強化します。</u> ●DV被害者支援マニュアルに基づく支援 ●関係課会議の開催	市民協働推進課 関係各課
37	41 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、 <u>学識経験者など市民</u> で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を実施してもらい、事業の改善につなげます。 ●男女共同参画懇話会の開催	市民協働推進課	44 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、 <u>市民の代表等</u> で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。 ●男女共同参画懇話会の開催	市民協働推進課